

所得割額の軽減

保険料の所得割額を負担している方で、基礎控除後の総所得金額等が58万円以下（年金収入のみの方は153万円以上211万円以下）の場合は、所得割額が5割軽減されます。

その他の軽減

後期高齢者医療制度に加入する前に「会社などの健康保険の被扶養者」であった方は、均等割額が9割軽減され、所得割額の負担はありません（国民健康保険、国民健康保険組合の加入者であった方は該当しません）。

平成26年度および平成27年度の保険料の具体例

●単身世帯（本人の収入が年金収入のみの場合）

年金収入	均等割額の軽減割合	所得割額の軽減の有無	平成26・27年度 保険料額	平成24・25年度 保険料額
80万円以下	9割	—	3,900円	3,900円
153万円	8.5割	—	5,900円	5,900円
192万円	5割	有	35,300円	47,200円
211万円	2割	有	54,800円	62,700円
300万円	—	—	157,100円	157,100円

※100円未満切り捨て
※保険料額は軽減後の金額

●夫婦2人世帯で、ともに後期高齢者医療保険制度の被保険者であり、世帯主である夫の収入（年金）のみの場合

年金収入	均等割額の軽減割合	所得割額の軽減の有無	世帯主（夫）		世帯員（妻）	
			平成26・27年度 保険料額	平成24・25年度 保険料額	平成26・27年度 保険料額	平成24・25年度 保険料額
80万円以下	9割	—	3,900円	3,900円	3,900円	3,900円
153万円	8.5割	—	5,900円	5,900円	5,900円	5,900円
211万円	5割	有	42,900円	54,800円	19,700円	31,600円
258万円	2割	—	115,600円	123,500円	31,600円	39,500円
300万円	—	—	157,100円	157,100円	39,500円	39,500円

茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正

一人当たりの医療給付費の伸び等により保険料負担の増加が見込まれる中、被保険者間の保険料負担の公平の確保および中低所得者の負担軽減を図るため、高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部が改正されました。これに伴い、茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例についても、以下のとおり改正しました。

保険料の賦課限度額の引上げ

賦課限度額を55万円から **57万円**に引き上げました。

保険料軽減対象の拡大

被保険者均等割額を減額する基準のうち、5割を軽減する基準について、被保険者数に新たに**世帯主を含めます**。また、2割を軽減する基準について、被保険者数に乗ずる金額が35万円から **45万円**になります。

※保険料額決定通知書は7月下旬の発送を予定しています。